保護者等情報の変更の届出を行います。

住所(都道府県)

(市区町村)

(町名·番地)

メールアドレス 半角

< マイページに戻る

(建物名・部屋番号)

東京都

千代田区

● ヶ 開 1 1 1 1 1 1

manual@mext.go.jp

⑦ 使用できない形式のメールアドレス

審査完了時等にメールの連絡を希望する場合、入力してください

ールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。1 レス」を参照し、登録されているアドレスに駆盪いがない

保護者等に変更があり追加・削除を行う場合や保護者等の連絡先等の情報を変更する場合等に保護 者等情報変更の届出が必要となります。



補足

🚺 メールアドレスに変更があ る場合、この画面で修正 します。それ以外に変更 がある場合は、学校に連 絡してください。

3



保護者等の変動(追加・削除)がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(2/8)



- 「親権者はいません。」⇒「未成年後見人はいません。」を選択してください。
- ※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード(写)等の提出が不要となる場合があります。
 - ・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合
 ・日本国内に住所を有したことがない等個人番号の指定を受けていない場合 等
 - 判断に迷う場合は、学校に御相談ください。
- ※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。
- ※4 令和7年7月1日時点で生徒が成人(18歳以上)であり、入学時に未成年であった場合は、 未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

保護者等を追加する 場合-1



保護者等を追加する 場合-2



生活保護(生活扶助) を受給している場合





保護者等を削除する 場合

3. 保護者等情報変更届出登録画面(6/8)



保護者等の情報を 変更する場合-1



保護者等の情報を 変更する場合-2



<mark>個人番号を入力する場合で、 今回初めて個人番号を提出するか、提出済の個人番号に</mark> 変更がある場合の手順は以下のとおりです。

5. 保護者等情報変更届出登録画面





